

# 大河原町地域福祉計画

## 概要版

- 「地域福祉計画」は、町政の最上位計画である「大河原町長期総合計画」の実現、まちづくりの重要戦略である「大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に向けて、医療・福祉分野計画の最上位計画に位置するものです。
- 町が策定している医療・福祉の各分野の計画を網羅しつつ、各計画で対応していない町民に対して関連する制度・事業を組み合わせながら支援することを目指します。
- なお、本計画と関連性の高い「大河原町再犯防止推進計画」、「大河原町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。
- また、本計画は大河原町社会福祉協議会が策定した「大河原町地域福祉活動計画（第2期）」と連携する内容とします。
- 計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

### 地域福祉の課題

#### 地域の住民、 支援が必要な住民に 関する課題

- 高齢者数が年々増加しており、住民の4人に1人が高齢者となっています。その一方で、現役世代、年少人口の減少が続いており、地域の活性化や、将来の地域を担う人材のさらなる不足が懸念されます。
- 中高年での一人暮らしが各年齢層で1割以上みられます。また、後期高齢者の3割以上が高齢者夫婦のみの世帯となっています。これらの世帯・住民に対して日常的な地域のつながりを確保することで、課題の潜在化を防ぎ、課題の早期発見・早期解決につなげる必要があります。

など

#### 地域での助け合い ・活動に関する課題

- ボランティア団体登録数は、令和元年度までは増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により活動の制約を受けた令和3年度には減少しています。
- 近所づきあいの満足度が高いほど、居住地域の暮らしやすさを感じる人の割合が高くなることから、近所づきあい、人と人とのつながりに効果を認識していただく必要があります。

など

#### 地域を支える 支援体制に関する 課題

- 地域での活動主体では、人材不足を課題にあげる団体が多くみられます。長期的にみても、若者・現役世代の参加者が少なく、長期的な活動、緊急時の活動、ともに支障が出てきています。今後は、地域活動の必要性の広報、人材の確保・育成を進めていく必要があります。
- 困りごとを抱えた人が気軽に集える場の設置・運営が期待されます。「相談」をしづらい人でも「世間話」から信頼関係を気づき、課題の把握・解決につなげる仕組みの構築が必要です。

など

## 基本理念

### 「参加」と「支援」を組み合わせた、地域福祉の仕組みづくり

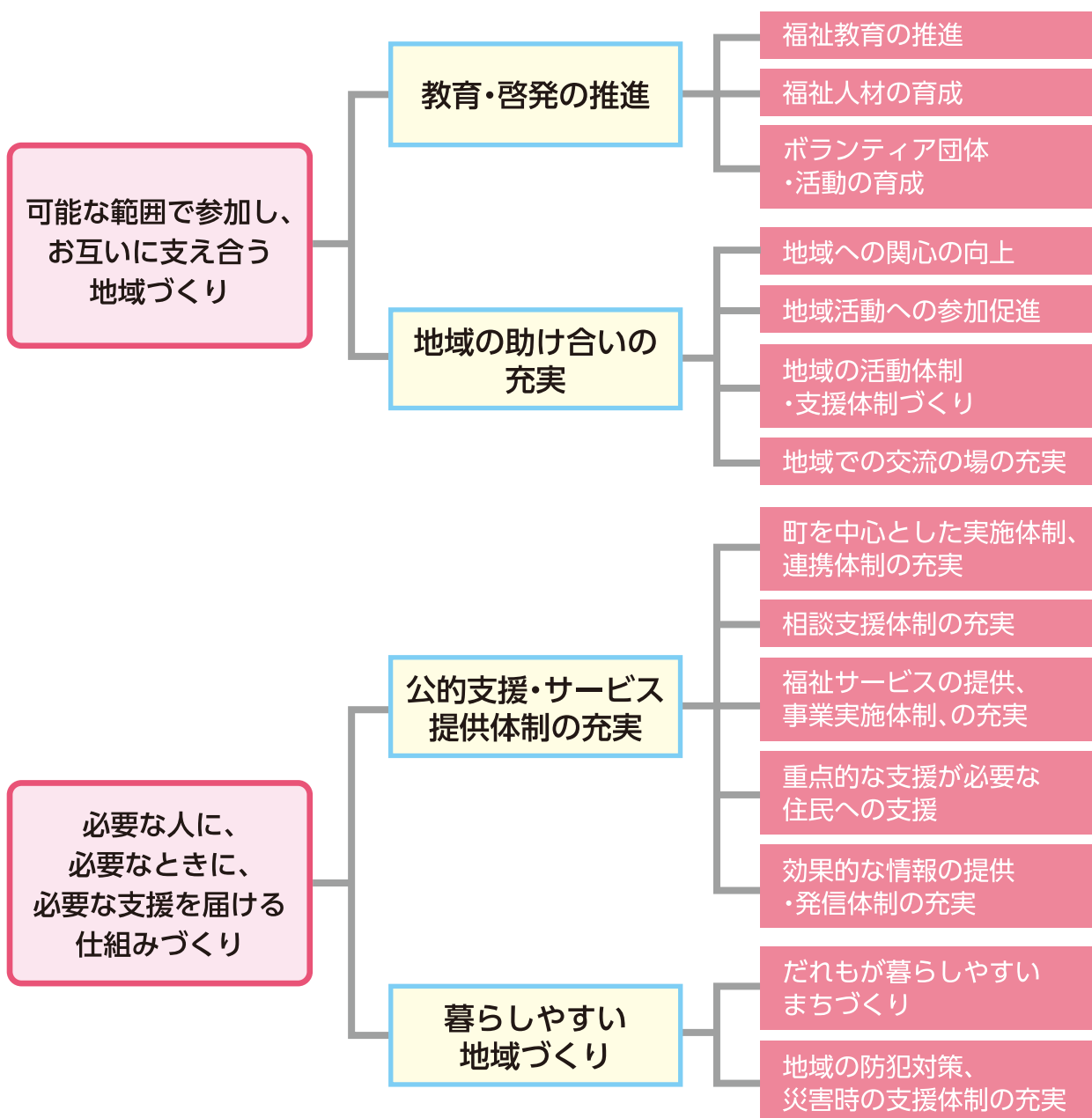
「参加」の促進に  
向けて

可能な範囲で参加し、  
お互いに支え合う  
地域づくり

「支援」の充実に  
向けて

必要な人に、必要なときに、  
必要な支援を届ける  
仕組みづくり

## 施策体系



## 施策の展開

<b>01</b> 教育・啓発の推進	(1) 福祉教育の推進	①福祉意識に関する情報の発信 ②福祉教育の実施 ③支援が必要な方への理解・配慮の促進
	(2) 福祉人材の育成	①地域の中での担い手の育成
	(3) ボランティア団体・活動の育成	①ボランティア活動の支援 ②見守り活動の推進
<b>02</b> 地域の助け合いの 充実	(1) 地域への関心の向上	①健康づくり活動の継続と強化 ②多様な活動・社会参加の場の充実
	(2) 地域活動への参加促進	①地域での交流の促進 ②つながって生きることの推進
	(3) 地域の活動体制・支援体制づくり	①複合化した課題に対応する体制の構築 ②関係機関との連携体制の強化
	(4) 地域での交流の場の充実	①「居場所」づくりの充実
<b>03</b> 公的支援、 サービス提供体制の 充実	(1) 町を中心とした実施体制、連携体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様なケース、複合的な問題を抱えたケースに対応できる体制の充実。</li> <li>●町と社会福祉協議会の連携による推進体制、進捗管理体制の確立・充実。</li> </ul>
	(2) 相談支援体制の充実	①複合化した課題に対応する体制の構築 ②関係機関との連携体制の強化 ③包括的相談支援体制の充実 ④情報提供体制の強化
	(3) 福祉サービスの提供、事業実施体制の充実	①福祉サービスの充実と展開 ②福祉人材の確保・育成
	(4) 重点的な支援が必要な住民への支援	①生活困窮者等の把握と支援 ②罪を犯した人や被害にあった方の自立支援 ③権利擁護の推進 ④虐待の予防と早期対応 ⑤就労支援の推進
	(5) 効果的な情報の提供・発信体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な情報の発信方法の検討。</li> <li>●障がい者(児)や外国人にも伝わりやすい情報の発信・伝達等方法の検討。</li> </ul>
<b>04</b> 暮らしやすい 地域づくり	(1) だれもが暮らしやすいまちづくり	①暮らしやすい住宅・地域の整備 ②交通・移動手段の整備
	(2) 地域の防犯対策、災害時の支援体制の充実	①地域の防災力の向上 ②地域の防犯体制の強化

## 再犯防止に向けた取り組み(大河原町再犯防止推進計画)

(1) 就労・住居の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の適切な利用。</li> <li>●住宅の確保に配慮が必要な人のための賃貸住宅の登録促進。</li> <li>●公営住宅の募集状況等の広報。</li> </ul>
(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●更生し、地域で自立した生活を送ろうとする人に対する切れ目のない相談支援の実施。</li> <li>●薬物依存に関する広報・啓発活動の実施。</li> <li>●薬物依存からの回復を目指す人への支援の実施。</li> </ul>
(3) 学校等と連携した就学支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒の見守りや非行の未然防止の啓発活動の実施。</li> <li>●薬物乱用防止や非行防止等のための教育の実施。</li> <li>●学校やスクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携。</li> </ul>
(4) 犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人ひとりの特性に応じた、立ち直りに向けた支援の実施。</li> </ul>
(5) 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間(7月)」等の広報・啓発活動の実施。</li> <li>●保護司会や更生保護女性会などの活動支援、地域社会で孤立させない継続的な支援の実施。</li> </ul>
(6) 地域による包摂の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罪を犯した人達が地域社会に立ち戻っていくことができる環境の整備。</li> </ul>

## 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み(大河原町成年後見制度利用促進基本計画)

① 広報機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームページ作成・広報紙への掲載</li> <li>●町施設や公共交通施設等へのポスターの掲示</li> <li>●町民向け講演会、関係者向け研修会の実施</li> <li>●チラシの作成、関係機関への配布</li> <li>●広報内容・手段の随時見直し、改善</li> </ul>
② 相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常設の一般相談窓口の設置</li> </ul>
③ 成年後見制度利用促進機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見人等候補者の調整を行うケース会議の開催</li> </ul>
④ 後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常設の一般相談窓口の設置</li> <li>●本人の状況に応じて、ケース会議を開催</li> </ul>
⑤ 不正防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域連携ネットワークによる情報提供、現状把握</li> <li>●不正事例の情報収集、情報発信</li> </ul>

問合せ先

### 大河原町福祉課 社会福祉係

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19番地

TEL.0224-53-2115

町公式ホームページ <https://www.town.ogawara.miyagi.jp/>

町公式フェイスブック <https://www.facebook.com/town.ogawara>